居室の採光

建築基準法第28条 (居室の採光及び換気)

居室には、採光のための窓やその他の開口部を設け、その採光に有効な部分の面積は、 その居室の床面積に対して、住宅にあっては1/7以上、その他の建築物にあっては1/5 から1/10までの間において政令で定める割合以上としなければならない。・・・

条件(住宅の居室の場合)

- ・「有効採光面積」が「床面積」の1/7以上必要
- ・「有効採光面積」=「開口部の面積」×「採光補正係数」
- · 「採光補正係数」 = D/H × 6.0 1.4

床面積に対する採光に有効な部分の面積の割合